

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年2月21日

富士山世界文化遺産協議会会長 川勝 平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

富士山世界文化遺産登録10周年記念式典運營業務委託

### (2) 業務内容

世界文化遺産登録10周年を記念する式典の準備及び運営についての業務

### (3) 契約期間

契約日から令和5年7月14日（金）まで

### (4) 委託料上限額

8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (3) 公告の日以降に、静岡県及び山梨県における一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 3 選定基準

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき総合的に審査して決定する。

#### 4 手続き等

(1) 担当部局

富士山世界文化遺産協議会 山梨県事務局（山梨県観光文化部世界遺産富士山課内）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

電話番号：055-223-1316 FAX：055-223-1438

(2) 委託業者選定要領の配付

ア 配付期間

令和5年2月21日（火）から3月2日（木）の正午まで

イ 配付場所

富士山世界文化遺産協議会ホームページ上

URL：<http://www.fujisan-3776.jp>

(3) 提出書類等

「富士山世界文化遺産登録10周年記念式典運営業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり

(4) 審査

提出された企画提案書とともに、プレゼンテーションにより審査する。

#### 5 その他

(1) 詳細は、富士山世界文化遺産登録10周年記念式典運営業務委託に関する企画提案書作成要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 富士山世界文化遺産協議会 山梨県事務局（山梨県観光文化部世界遺産富士山課内）（電話番号：055-223-1316）とする。